

岡義博法律事務所報 第2号

高松市丸の内10番地1 大和生命ビル4階

T E L (0878) 21-1300

F A X (0878) 21-1833

テミスの反響

所長弁護士 岡 義博

事務所報テミスを創刊しておよそ5ヶ月がすぎます。創刊して間もなくの頃、テミスに関する電話や手紙をくださった方や、顔を合わせると感想を言ってくれる方があり、大変反響が大きいのに驚きました。多くの人が法律に対する関心や興味を持っているものと思いました。

法律は世の中を規律する道具の一つですが社会が複雑になるにつれ、法律という道具もたくさん増え、複雑化してゆきます。正面からは法律に触れないが、悪質な方法で多くの人をだまし巨利を得ることを考える人間は後を断ちません。これは許しておけないということで新しく法律ができるが、またその網の目をくぐって新手の方法を考える人間が出てきます。そこで法律を作つてまた禁止する。すると、また新手の方法を考えてくる。この繰り返しのようです。新手の詐欺まがいの話にひつからないためには、自分で用心する他はないようです。「うまい話には気をつけろ」ということです。

新しい法律といえば、今年3月からいわゆる暴力団対策法が施行されました。これは従来の刑法などでは処罰できなかった暴力的要挙行為についても処罰できることとして暴力団の民事介入暴力を規制しようとするものです。前提として、公安委員会が「指定暴力団」の指定をします。指定のためには構成員中に占める前歴者の比率が一定以上あることなど三要件が必要となります。そして、指定暴力団の構成員による民事介入行為11項目を「暴力的要挙行為」として禁止し、処罰できるようにしたものです。その11項目とは、口止め料の要求、寄付金・賛助金の要求、あいさつ料の要求、用心棒代の要求、債権取立て、地上げ、示談介入、ゆすり・たかり等です。これによって、暴力団に対する規制が大幅に広がることになります。

これに呼応して、各県に「暴力追放運動推進センター」が設けられています。暴力団に対する監視活動のほか、被害者救済や相談活動もしています。

法の女神・テミス



この像は、ギリシャ神話の「法の女神」テミス(Themis…ギリシャ語で、「掟」「習慣」「法」「正義」を意味します)を形どったものです。

右手に掲げるはかりは、公平を象徴するとともに、悪の重さをはかり、剣は力による貫徹を象徴し、目隠しは無私をあらわすものといわれています。

離婚することが決まると、これに付随していくつかの事柄を決めなければなりません。

まず、1番大切なのは、未成年者の子供がいる場合、その親権者を父とするか母とするかという点です。これは、協議離婚の際には話し合って決めます。離婚届の用紙に親権者を記入する欄があるので、ここに記入することになります。記入しないと役所で離婚の受付をしてもらえません。調停離婚の時も当事者で話し合って親権者を決めることになります。この場合は調停調書に親権者の記載がなされます。

このように話し合いでいけばよいのですが多くの場合子供の取り合いになります。お互い子供を引き取りたいと言うわけです。子供のことで話し合いがつかず調停が不成立になることもあります。

話し合いがつかない場合は裁判で決着をつけることになります。裁判となると当事者の意思を無視して裁判所が親権者を決めます。従って、自分が引き取りたいと言っていたとしても、相手方が親権者になってしまうこともあります。幼い子供の場合はほとんど母親が親権者に指定されるのが常です。

しかし、一度親権者が決められても、その後の事情の変化により親権者変更の手続をすることも可能です。この場合は、家庭裁判所に申立をすることになります。

身近な法律シリーズ(2)

離婚②

次に、財産関係の清算もしなければなりません。財産分与といわれるものです。

財産分与は、夫婦が共に築いた財産の清算ですから、結婚前から持っていた財産はこれに入りません。逆に、夫の名義で買った財産であっても、妻の内助の功があったと考えられる場合は夫名義の財産であっても分与されます。

3番目は慰謝料です。離婚にいたる原因を作った当事者は他方に慰謝料を支払わなければなりません。

慰謝料の金額は、特に相場というものがあるわけではありません。抽象的な基準でいうと結婚生活の期間、離婚原因が何か、当事者の収入などを総合的に考慮して決めることになります。世間で考えているほど高額なものではありません。

最後に子供の養育料の問題があります。子供を引き取った親（多くは母親）から他の一方（父親）に養育料を請求する問題です。

これは厳密に言うと、未成年の子供が父母に対して請求するものであって、夫婦間の問題ではありません。しかし、夫婦の一方が子供の親権者となり、他の一方の親に請求することになるため、夫婦間の問題と同じようになるわけです。

この金額も時代と共に増加していますが、一般的にはそれほど高い金額ではありません。

高松ウォッキング

事務局 E・O

高松で生活をするようになってすぐの頃、カーラジオから「まんでがんせん！」という言葉を聞いた時の驚き。まるで外国へ来たような不安に陥りました（ちょっと、オーバーかな）。そして次々出てくる讃岐弁。年配の方が「あとにはどうもお世話になりました」とよく使いますが、これがどうして「この前はどうも…」となるのか理解できない。

私も時々讃岐弁を使ってみますが、発音が違うらしく「おとっちゃん」は“父”的意味に変わってしまいます。

その点子供は純粋の讃岐っ子です。いつも

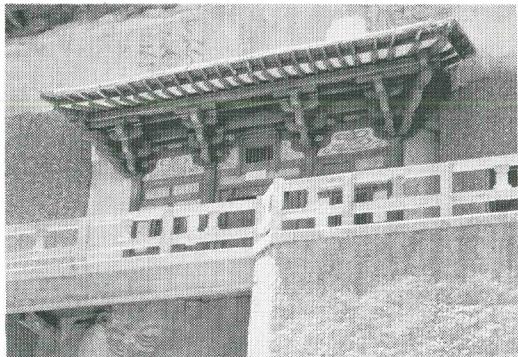
子供達と一緒にいるおばあちゃんに「うちの子供達は上手に讃岐弁を使いますね」と言ったところ「ほーなー、だれっちゃん、何ちゃ、教えとらんのにのー」と言う返事がかえってきました……。

ちなみに私は長崎出身なのですが、「おどみやあたんばそうーにやすいとっぽい」の意味わかりますか？ 答は “I love You very much”となります。人間不思議なもので、あれから10年。何の違和感もなく高松の町になじんでいる今日この頃です。

続シルクロードの旅

シルクロードの旅の続編です。

シルクロードといえば、何といっても敦煌が有名です。私達ツアーワークも2日間敦煌の莫高窟を見学しました。莫高窟はNHKのシルクロード特集や映画「敦煌」に出てる通りで、スケールの大きなものです。残念ながらカメラ持ち込み禁止なので窟の中を撮影することはできません。



431窟の外観

このほか金属性のものも持ち込みが禁止されています。窟の中の文化財を傷つけてはいけないという配慮でしょう。

驚いたことは莫高窟が観光地化されている

ことです。敦煌の町から40~50分走った砂漠のまん中にあるのですが、緑も豊富でたくさんの木が植わっており、大きな川も流れています(但し、水量は少ないですが)。そして、土産物屋がたくさんあるのには驚きました。土産物屋の一つにカメラを預けて莫高窟へ行く門をくぐるわけです。世界中から観光客が来ており、もちろん、わが同胞も大勢いました。

案内人がたくさんいて、観光客を引き連れて窟から窟へと案内をしていきます。窟の数は非常に多く(現在発掘されているものが492窟といわれている)、時代も五胡十六国時代(4世紀)から元の時代(14世紀)のものまで1000年にわたっています。開放する窟は毎年40窟づつ代えることにしてるそうで、全部見るには10年以上要することになります。われわれは10箇所見るのがやっとでした。色鮮やかな窟もあれば色彩が消えかかっている窟もあり、保存が大変だと痛感しました。(次号からは、別の旅の話を面白く記します)

(Y.O.)

事務所不思議発見(郵券)

事務局 T・I

「ゆうけん」…私は何を言うのだろうと思って、ボールペンを持ったまま受付係の人をジット見ました。裁判所の事件受付係に初めて訴状(裁判を起す書面)を提出に行ったときのことです。受付係の人は訴状を読みながら「ゆうけん」と言ったのです。が、何も言わずひたすら訴状を読み続けていたのです。私は聞き逃しがあってはいけないと思い構えていました。少し間をおいて私の視線に気が付いたのか、顔を上げて「ゆうけんは」と質問調に聞かれたので「ゆうけんは?」と私も繰り返すと、「切手は」と言われました。きっと・キッテ・切手ーああ一切手ね。

裁判所に訴状等の書類を提出する際に予め

納める切手のことを「予納郵券」というのです。「郵券」という言葉に聞き慣れず、「ゆうけん」といえば、方言の「言うけん」が浮かび、「ゆうけん」と言われて何を言うのだろうと身構えた自分がおかしくて裁判所の受付で耳まで真っ赤になって笑いたいのを我慢したのは言うまでもありません。



外部の方からの投稿です

* 編集後記 *

テミスの第2弾をお送りします。記事が思うように浮かんでこず、四苦八苦しました。長く続けることは大変だと改めて思いました。

多くの人から毎月発刊せよとか季刊にせよとか言われますが、現状ではとても余裕はありません。できるだけ多く発刊するという約束にとどめておきます。（〇）